

立地適正化計画に係る説明会

回所①3月8日(木) / アブニール ②3月28日(水) / 勝山公民館 ※いずれも午後7時 図居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランの立地適正化計画策定のための説明会 岡都市計画課(☎231-1932)



愛護会を結成してみませんか

市が管理する公園や街路樹の除草清掃作業を行い、美化に協力する団体を結成してみませんか。活動に対して報償金を交付します。岡公園、街路樹の所在する地区の自治会など



菊川総合支所と菊川体育館が移転します

菊川総合支所庁舎と菊川体育館が移転し業務を開始します。移転に伴い、旧体育館と旧庁舎の利用ができなくなります。

菊川総合支所

市内菊川町大字下岡枝1480番地1

▽運用開始日 5月7日(月)

菊川体育館

市内菊川町大字下岡枝1477

番地1
▽運用開始日 4月1日(日)
岡菊川総合支所地域政策課 (☎287-1111)

未定の新卒者・既卒者の方へ

就職活動中の今春卒業予定の新卒者・既卒者の皆さん、ハローワークは最後まで皆さんを支援し続けます。就職について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、気軽に問い合わせてください。

岡ハローワーク下関(☎231-8189)

下関市認定新商品随意契約制度に基づく事業者の認定

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者の販路開拓を支援するため、市が認定した中小企業者が生産した新商品について、随意契約により購入できる制度を設けています。このたび、次の事業者・新商品を新たに認定しました。今後、市での購入や広報、PRなどを通じて販路開拓の支援を行っていきます。

▼認定事業者 鈴木浩介建築設計事務所 一級建築士事務所
▼新商品名 木製バイクスタンド(スタンド式・ベンチ式) ※本製品は山口県産材の椎の木で製作されたデザイン性にも力を入れている商品で、外部用の専用塗料で仕上げられています。 ※受注生産

岡産業振興課(☎232-7214)

ユーパル下関からのお知らせ

●「ユーパル杯」親睦卓球大会(ダブルス) 3月21日(水) 午前9時～午後5時 図48 チーム 料1500円(1チーム/昼食代込み)



●ユーパルまつり 3月25日(日) 午前9時30分～午後4時 図▽無料体験講座(原則申し込み) 肩甲骨ストレッチ&ピラティス、骨盤調整ヨガ、フラワーアレンジメント(1000円/生花希望者は要事前申し込み) 図登録団体のコンサート(午後1時) 図野菜即売会など ※詳細は問い合わせを

岡ユーパル下関(☎267-1146)

山口県よろず支援拠点による出張相談会

3月14・27日 午前10時～午後4時 岡市役所上田中町庁舎3階 第一会議室 図4事業者(先着順) 申前日までに、電話で山口県よろず支援拠点(☎083-922-3700)へ。 岡産業振興課(☎232-7214)

生活バスの料金が100円になります

4月2日から、菊川町、豊田町、豊北町で運行している生活バスの料金が、距離に関係なく1乗車100円になります。路線存続のため積極的に利用ください。 ※これまでの回数券は引き続き利用可 ※料金の変更により、回数券の交換が



必要な方は早めに申し出てください ※詳細は各総合支所地域政策課へ 岡各総合支所地域政策課 図菊川(☎287-1115) 図豊田(☎766-1055) 図豊北(☎782-1914)

●「KARASTA.やりたいこと養成塾」
図①3月3日(土)=instagramフォロワー1万人を獲得するまで/インスタ活用講座 図栗山 喬氏(インスタグラファー) ②3月21日(水)=商店街イベントの達人に聞いてみよう!/岩国中通商店街の取り組み 図藤田信雄氏(岩国市中通商店街振興組合理事長) ※いずれも午後2時～5時
●「KARASTA.スタートアップ実践塾」
図③3月4日(日)=マーケティングの実践/目指す市場と本質を見極める 図末広栄二氏(ソーシャルメディア・コンサルタント) ④3月11日(日)=ビジネスモデルの構築/コンテンツ、経営資源の整理 図北尾洋二氏(ザメディアジョン・リージョナル代表取締役) ※いずれも午後2時～5時
図電話かEメールで創業支援カフェ KARASTA.(☎227-4747 図karasta@tmr-inc.jp)へ。
岡産業振興課(☎231-1220)

農業者年金に加入しませんか

農業者なら広く加入できる積立方式の公的年金制度です。保険料月額2万円を基本とし、最高6万7000円まで千円単位で選択できます。認定農業者などは国の助成制度があります。 ※支払った保険料は全額社会保険料控除の対象 図年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金の第1号被保険者 岡農業委員会事務局(☎223-6536)、北部支局(☎766-2729)

春休み、小学生のバス料金は50円になります

春休みを利用して、小学生に気軽にバスを体験してもらい、将来、公共交通の利用者になってもらうための取り組みです。サンデン交通、ブルーライン交通の春休み期間中のバス運賃を1乗車50円とするキャンペーンを実施します。 図▽サンデン交通 3月27日～4月8日 図ブルーライン交通 3月21日～4月8日 ※利用方法などの詳細は、各バス会社へ問い合わせてください。サンデン交通(☎231-7133)、ブルーライン交通(☎786-0059)



岡交通対策課(☎231-1441)

ＪＲのダイヤ改正

ＪＲダイヤ改正が3月17日(土)に実施されます。4月に開校予定の下関北高等学校に対応するため、朝の通学時間帯の下関、滝部駅方面への列車(小串駅8時31分発)が小串、滝部駅間で20分繰り上げます。※九州方面は減便あり。詳細は各駅の時刻表を確認を

	改正前	改正後
下関駅発	7:27	7:27
小串駅発	8:31	8:11
滝部駅着	8:57	8:37

●4月から下水道を新たに利用できる区域(各町、各自治会の一部)

下水道を4月から新たに利用できる区域

●供用開始に伴う区域の下水道事業受益者(土地所有者等)、私道と私道に面する土地所有者など

- 彦島処理区 彦島迫町七丁目
- ▼山陰処理区 大字勝谷、大字田倉、田倉御殿町一丁目、大字有富、大字秋根、秋根上町二丁目、秋根南町一丁目、形山町、形山みどり町、一の宮町二丁目、稗田西町、伊倉町二丁目、安岡町七・八丁目、横野町一・三・四丁目
- ▼山陽処理区 長府安養寺一・三丁目、長府満珠新町、長府満珠町、長府黒門南町、長府才川一丁目、前田一丁目、王司上町四丁目、大字小月町、小月西の台、小月本町

二丁目、小月市原町、小月小島二丁目、小月宮の町、小月杉迫三丁目、王喜本町二・五丁目、松屋本町三丁目

▼川棚小串処理区 豊浦町大字川棚 中央2区・高砂1区・江良・高野、豊浦町大字小串 中小路・本浦

●供用開始に伴う区域の縦覧
下水道の供用と下水処理の開始区域図が縦覧できます。

●3月9日、22日(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時 所上下水道局5階、北部事務所

●供用開始の説明会

●新たに下水道が利用できる区域に土地を所有している方など、新たに下水道が利用できる土地に接する私道と私道に面する土地を所有している方など ※対象者には、郵便で連絡 ④排水設備工事、私道工事、受益者負担金、下水道使用料、水洗便所改造資金利子補給制度

●上下水道局下水道整備課(☎231-1320)、北部事務所(☎772-4028)

3月の献血

●15日(木) 午前10時～正午、午後1時15分～4時 / 市役所本庁舎
●ゆめシティ献血の日 17日(土) 午前10時～正午、午後1時15分～4時

●※全日程400ml献血限定
●保健総務課(☎231-1426)

市税は市の重要な財源です。納められた市税は、市民の皆さんの生活環境や福祉の向上に役立てられています。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

市税の納め忘れはないですか？

●納税課(☎231-1170)

★どこで納税するの？

市内各金融機関、納税課、各総合支所などで納税できます。納税には、手間が省けて納め忘れのない口座振替が便利です。納税義務者の印鑑、通帳印、預(貯)金通帳、納税通知書を持参して、預(貯)金口座のある金融機関で手続きを。

★夜間や休日に納税したい

平成30年度から全国の主なコンビニエンスストアで納付できるようになります。納期限内で、コンビニの営業時間内であれば夜間や休日でも手数料不要で納付することができます。平成30年度から夜間・休日納税窓口は廃止します。

★滞納するとどうなるの？

督促状を送付します。督促状の送付があると、税金に加え、督促手数料100円の納付が必要です。納期限までに納めた人との税負担の公平性を保つために、延滞金も加算されます。納期限までに納付されていない方に対して、市税コールセンターから電話による納付の呼び掛けを行っています。

★延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算します。

	平成29年中	平成30年中
延滞金 (納期限の翌日から1カ月以内)	年2.7%	年2.6%
延滞金 (上記の期間後)	年9.0%	年8.9%

★滞納が続くとどうなるの？

税負担の公平性と市税収入を確保するため、滞納が続く場合、滞納処分を実施します。財産(給与・預貯金などの債権、不動産、自動車、動産)を差し押さえ、不動産、自動車、動産は公売などで金銭に換えて滞納市税に充てることもあります。

①催告：督促状を送付しても納税がない場合、文書などで納税を促します。

②差し押さえ：催告しても納税がない場合、財産を差し押さえます(下表参照)。差し押さえの際、滞納者の自宅などを検索することもあります。

差し押さえ執行状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
債権	2,895件	3,273件	2,441件
不動産	116件	83件	49件
自動車	2件	2件	0件
動産	8件	26件	1件
計	3,021件	3,384件	2,491件

※平成29年度件数は平成29年12月末現在

③公売：インターネット公売を導入して積極的な公売に努めています。

★納期内の納税にご協力を

市税は納期内に納めることが原則です。滞納した場合、督促手数料や延滞金に加算され、財産調査(給与照会、預金照会など)や滞納処分を受けることもあります。滞納整理に市税が費やされることによる公共サービスの低下を防ぐためにも、納期内の納税にご協力を。

マークの見方

●対象 ④日時 ⑤期間 ⑥場所 ⑦内容 ⑧講師 ⑨定員
⑩参加費など ⑪持参する物 ⑫申込方法 ⑬共通事項 ⑭問合せ